

入 札 公 告

前橋市が管理する財産について、下記のとおり一般競争入札による売払いを行うので、公告します。

令和 8 年 1 0 月 8 日

前橋市長 小 川 晶

記

1 売払財産（土地）

入札 番号	所在地	地目	面積	入札予定価格
1	朝日町四丁目9番20	宅地	1,747.37 m ²	57,840,000 円
2	南町三丁目32番3	宅地	2,005.51 m ²	86,440,000 円
3	南町三丁目32番7	宅地	198.16 m ²	12,250,000 円
4	荻窪町1322番1、1325番1、1326番1	宅地、原野	3,831.64 m ²	4,990,000 円
5	堀越町701番	雑種地	1,527.00 m ²	7,790,000 円
6	大渡町一丁目5番2、5番3	宅地	201.73 m ²	11,430,000 円

2 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定される公有財産に関する事務に従事する前橋市職員

3 入札説明書の配布の期間、場所及び方法

(1) 配布期間

令和 8 年 1 0 月 9 日（金）から令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）までの期間
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

(3) 配布場所

前橋市役所 6 階資産経営課、大胡支所 1 階東部建設事務所、日本トーター
グリーンドーム前橋 1 階公営事業課、各支所及び市民サービスセンター等

(4) 配布方法

希望者に無料で配布する。

4 入札参加申込み受付の期間、場所及び方法

(1) 受付期間

令和 8 年 1 1 月 9 日（月）から令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）までの期間
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

(3) 受付場所

入札番号 1 から 4 まで

前橋市役所 6 階 資産経営課

入札番号 5

大胡支所 1 階 東部建設事務所

入札番号 6

日本トーターグリーンドーム前橋 1 階 公営事業課

(4) 受付方法

入札参加申込書及び必要書類を、受付場所に直接持参することにより行う
ものとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和 8 年 1 2 月 7 日（月）午前 9 時 4 5 分から

(2) 入札及び開札の場所

前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号

前橋市役所本庁舎 3 階 3 2 会議室

(3) 入札方法

入札書の直接持参によるものとし、電報、電送又は郵送による入札は、認めない。

(4) 入札保証金

ア 入札参加者は入札金額の 5 % 以上（円未満切り上げ）の金額を入札保証
金として、入札日の前日までに前橋市の発行する納入通知書により、納付
しなければならない。

イ 入札者が納付した入札保証金について、落札者以外の者には、口座振込
により返還する。

ウ 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる
ものとする。

エ 入札保証金の返還の際には、利息は付さないものとする。

オ 入札後、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は前橋市に帰属
することになり、返還しない。

(5) 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、申込書等に虚偽の記載をした者のした
入札又は入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定

前橋市が定めた入札予定価格以上の金額で最高価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。

6 契約の条件及びその手続き等

(1) 売買契約の締結期限

令和8年12月17日（木）

(2) 売買契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金等

ア 落札者は、落札金額の10%以上（円未満切上げ）の金額を契約保証金として契約締結までに前橋市の発行する納入通知書により、納付しなければならない。

イ 入札保証金は、契約保証金の一部へ充当できるものとする。

ウ 契約保証金は、全額を売買代金へ充当するものとする。

7 売買代金の納付方法

落札者は、令和9年1月18日（月）までに売買代金から納付済みの契約保証金を差し引いた金額を前橋市の発行する納入通知書により納付する。

8 契約不履行等

(1) 契約者が契約を履行しないときは、市長は契約を解除する。この場合、契約者は違約金として契約金額の10分の1を支払わなければならない。

(2) 契約者が契約に定める義務を履行しないことにより市長に損害を与えたときは、損害賠償金を支払わなければならない。

(3) 契約者が契約保証金を納めているときは、その契約保証金を違約金に充当するものとする。

9 その他

詳細は、「令和8年度第2回一般競争入札による市有地売払い案内」による。